

## 札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理基準 Ver. 3

危険ステージ	基 準	学生への修学 対応	学生生活・活動	校舎等の使用	教職員の勤務 体制	国内外の旅行 (出張を含む)	他団体への 施設貸出
0 通常	—	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1 制限 最小	以下のどちらかが発生した場合 ①学生・教職員の居住地(市町村)から感染者が発生している場合 ②学生・教職員の同居者から感染者が発生した等、感染防止に注意が必要な場合	通常の対面授業を実施するが、一部は遠隔授業を実施	①感染拡大防止措置を徹底し、学内活動許可 ②三密のアルバイトは禁止	感染拡大防止措置を徹底し、使用許可	感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	感染拡大防止措置を徹底し、許可	感染拡大防止措置を徹底し、予約での貸出許可
2 制限 小	以下のどちらかが発生した場合 ①北海道知事から休業以外の行動規制等の要請があった場合 ②本学において濃厚接触者が発生する等の事象が起きた場合	①遠隔授業を中心とした授業を実施 ②一部の実習、実験等は感染拡大防止措置を講じた上で対面授業を実施 ③臨地実習は協議のうえ実施	①対面授業以外は予約での学内活動許可 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	感染拡大地域への国内旅行及び不要不急の国外旅行の自粛	感染拡大防止措置を徹底し、予約での貸出許可
3 制限 中	以下のどちらかが発生した場合 ①北海道知事から休業等行動規制の要請があった場合 ②本学において1名の感染者(学生または教職員)が発生した場合	①遠隔授業を中心とした授業を実施 ②感染者が発生した学科・年次において対面授業を一時中断し、その後の対応を協議 ③臨地実習は協議のうえ実施	①対面授業以外は予約での学内活動許可 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	不要不急の国内外旅行の自粛	感染拡大防止措置を徹底し、予約での貸出許可
4 制限 大	以下のどちらかが発生した場合 ①国の特措法に基づき、緊急事態宣言が発出され、北海道が緊急事態措置を実施すべき地域に指定され、北海道知事から休業等行動規制の要請があった場合 ②本学において、複数(2～4名)の感染者(学生および教職員)が発生した場合	①遠隔授業は継続して実施 ②感染者が発生した学科・年次において対面授業を一時中断し、その後の対応を協議 ③臨地実習は協議する	①対面授業以外は予約での学内活動許可 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	感染者および濃厚接触者を除き、感染拡大防止措置を徹底し、通常勤務	不要不急の国内外旅行の自粛 ※宿泊を伴う国内外の旅行は事前に届け出ること	感染拡大防止措置を徹底し、予約での貸出許可
5 制限 最大	本学において、5名以上の感染者(学生および教職員)が発生した場合等	①全授業科目休講し、その後の対応を協議 ②登校禁止	①学内での活動禁止 ②外出の自粛 ③三密のアルバイト禁止、その他のアルバイト自粛	使用禁止	施設維持管理職員のみ出勤	国内外の旅行の禁止	貸出禁止

※赤枠は2020年10月15日現在の危険ステージを表します。